

令和7年8月28日

保 護 者 様

大阪市立淀川中学校
校長 尾曾 由里子

令和7年度就学援助費の支給等について

平素は本校の教育活動にご理解、ご協力を賜りありがとうございます。

さて、各ご家庭より申請されました就学援助（一般1・一般2）につきまして、審査の結果、教育委員会から「認定」と通知があったご家庭について、今年度の就学援助費の支給予定日等を次のとおりお知らせします。

記

1 支給予定日及び支給金額

(1) 認定通知までに納入済の金額を支給します。

支給内容 支給予定日	学校教材費等 (生徒費)	一泊移住・修学旅行費 (積立金) 〈※1〉	入学準備補助金 〈※2〉
10月 7日 (火)	8月分まで	一泊移住・修学旅行 実費額	63,000円

〈※1〉 一泊移住・修学旅行の実費額は、行事実施後に配付する決算報告書をご覧ください。

〈※2〉 4月1日付認定の1年生を対象に定額支給します。

(2) 学校徴収金に未納がある場合は、未納分を差し引いた金額を支給します。

(3) 生活保護法による教育扶助を受給されている方は、3年生の修学旅行実費額のみ支給します。

(4) 随時申請で認定の方は、認定日以降に購入した学校教材費等(生徒費)の実費額と認定日以降に実施された一泊移住・修学旅行費の実費額を支給します。

(5) 早期1・早期2申請で認定の方は、一泊移住・修学旅行費の実費額のみ支給します。

2 就学援助認定後の学校徴収金の取扱い

(1) 生徒費の徴収(口座振替)は、9月分以降行いません。

(2) 積立金(1・2年生)・PTA会費については、認定後も徴収(口座振替)します。

※ 次回の口座振替日は9月26日です。

3 学校給食費の取扱い

4月にお知らせしました「学校給食費の取扱いについて」の文書のとおりです。

「学校給食費費額決定通知書」を配付しますが、このことにより、保護者の方に事務手続きが生じたり、学校給食費を納入していただく必要はありません。

4 その他

(1) 就学援助費の支給等についての通知は、支給予定日及び支給金額に変更があった場合を除いて

今後は行いませんので、この通知は1年間大切に保管してください。

(2) 支給内容について、ご不明な点がありましたら 事務室 就学援助担当 (電話: 06-6928-0001)
までお問合せください。

このプリントは、全生徒に配付しています。